

## 指定地域密着型通所介護事業、指定第1号通所事業 デイサービス 山の湯 別館 運営規程

### (事業の目的)

第1条 デイサービス 山の湯別館(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護事業、指定第1号通所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な指定地域密着型通所介護事業、指定第1号通所事業を提供することを目的とする。

指定地域密着型通所介護事業(以下「事業」という。)は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第1号通所事業(以下「事業」という。)は、その利用者ができる限り要介護状態とならず、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによって利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 指定第1号通所事業の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス 山の湯別館
- (2) 所在地 茨城県高萩市島名1511

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。  
1名(常勤1名)
- (2) 従業者は事業の提供に当たる。
  - ①生活相談員は事業所に対する介護サービス利用の申し込みに係る調整、従事者に対する助言及び技術指導を行い、他の従事者と協力して事業計画書の作成等を行う。  
常勤1名以上(サービス提供時間を通じて1名は必須。)
  - ②看護職員は事業の提供に当たり、利用者の健康管理、相談・助言を行う。  
1名以上(機能訓練指導員と兼務となることがある。)
  - ③介護職員は、介護サービスの提供に当たる。  
1名以上

④機能訓練指導員は日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

1名以上(作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は、看護職員と兼務)

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日、お盆(8月13日から8月15日まで)及び年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く。
- (2) 営業時間は午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間は午前9時00分から午後4時00分までとする。

#### (利用定員)

第6条 地域密着型通所介護、指定第1号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1単位 18名

#### (利用料等)

第7条 利用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額で支払いを受けるものとする。
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、その実費を徴収する。ただし、事業所が認めた場合は無料とする。
- (3) 利用者の希望により通常の営業日及び営業時間帯を超えて事業を提供する場合、厚生労働大臣が告示する所定の延長加算の単位に基づき利用料を徴収する。
- (4) 食費は、720円を徴収する。但し、諸般の事由により値引きすることがある。
- (5) おむつ代は、実費を徴収する。
- (6) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- (7) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

#### (通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、高萩市全域(中戸川、大能、上君田、下君田、若栗、横川、旧高岡村を除く)の区域とする。

#### (事業の内容等)

第9条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談・援助)、食事の提供
- (2) 入浴(一般浴、個浴、機械浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練、レクリエーション
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 個別機能訓練Ⅱ(要介護者) 運動器機能向上訓練(要支援者、事業対象者)

#### (緊急時、事故発生時等における対応方法)

第10条 緊急時、事故発生時等における対応方法は次のとおりとする。

- (1) 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- (2) 事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係

る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- (3)利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理等)

第13条 卫生管理等は次のとおりとする。

- (1)事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- (3)空調管理等により施設内の適温に努める。

(地域との連携等)

第14条 地域との連携は次のとおりとする。

- (1)事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど、地域との交流を図るものとする。
- (2)事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- (3)事業所は、運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、事業について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- (4)運営推進会議は、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。
- (5)事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、5年間保管する。

(苦情に対する対応方針)

第15条 苦情に対する対応方針は次のとおりとする

- (1)事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- (2)事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて行う。
- (3)事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 個人情報の保護は次のとおりとする。

- (1)事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2)事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 虐待防止に関する事項は次のとおりとする。

- (1)事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
  - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第18条 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 その他運営についての留意事項は次のとおりとする。

- (1)事業所は、従業員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ①採用時研修 採用後1カ月以内
  - ② 繼続研修 年2回
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (3)この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 長寿の湯と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。